

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり「瀬戸内市地域経済牽引事業の促進区域に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例」を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月24日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、瀬戸内市地域経済牽引事業の促進区域に係る固定資産税の特例に関する条例を早急に改正する必要性が生じ、令和7年3月31日に当該条例の一部を改正する条例を専決処分したため。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙
のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市地域経済牽引事業の促進区域に係る固定資産税の特例に関する
条例の一部を改正する条例

瀬戸内市地域経済牽引事業の促進区域に係る固定資産税の特例に関する条例
(平成22年瀬戸内市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「起算して7年以内」を「令和10年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

瀬戸内市地域経済牽引事業の促進区域に係る固定資産税の特例に関する条例(平成22年瀬戸内市条例第6号)新旧対照表

現行	改正後
(特例適用の範囲) 第2条 この条例は、法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)から起算して <u>7年以内</u> に、法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、法第17条に規定する承認地域経済牽引事業(法第24条の主務大臣が定める基準に適合することについて同条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。)の用に供する施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して適用する。	(特例適用の範囲) 第2条 この条例は、法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)から <u>令和10年3月31日まで</u> に、法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、法第17条に規定する承認地域経済牽引事業(法第24条の主務大臣が定める基準に適合することについて同条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。)の用に供する施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して適用する。